

広島県告示第四百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中山西一丁目五地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区	中山西一丁目			二九八番一六地先市道敷	標柱一号
				甲六四番	標柱二号及び 三号
				二九九番一	標柱四号
				二九九番七	標柱五号
				二九九番二	標柱六号
				三三六番一	標柱七号